



道路状況監視中

！不法投棄は行わないでください！



鳴子国道維持出張所では、国道47号(山形県境～古川4号交差点まで)の道路維持管理を行っており、道路カメラによる道路状況の監視も行っております。上記写真は道路カメラによる状況把握の一例です。ゴミは不法投棄せず、お持ち帰りくださるよう、皆様のご協力をお願い致します。



なるこく通信

鳴子国道維持出張所

R4. 6.30
第 89 号

発行元
仙台河川国道事務所
鳴子国道維持出張所
TEL 0229-84-7575

鳴子国道維持出張所では、道路利用者の皆様の安全・安心を確保するため、年間を通じて国道47号の維持管理・工事を行っています。

工事を行っています



落下物を回収しています



道路の穴ぼこ等の応急処理を行っています



至 盛岡

● 鳴子国道維持出張所

至
新庄



山形県境

管理区間：国道47号
(山形県境～古川4号交差点まで)

パトロールカーで巡回します



冬期間は除雪作業



古川4号交差点



56.4

至 仙台

至
石巻

※道路の異常を発見した場合は、道路脇に距離標がありますので、ご連絡時に数値をお知らせ願います。

仙台河川国道事務所 鳴子国道維持出張所は、宮城47号のうち国道4号との交差点から山形県境までを維持管理しています。みやぎの「かわとみち」情報が満載！
仙台河川国道事務所ホームページはこちら → <http://www.thr.mlit.go.jp/sendai>

道路の異常を発見したら
緊急通報 #9910へ
24時間受付